

沖縄県議会基本条例

平成24年3月30日条例第50号

改正 平成25年2月28日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員（第3条—第6条）

第3章 議会運営（第7条—第9条）

第4章 県民と議会との関係（第10条—第13条）

第5章 知事等と議会との関係（第14条—第18条）

第6章 議会の機能強化（第19条—第24条）

第7章 議会事務局の充実（第25条・第26条）

第8章 補則（第27条・第28条）

附則

本県は、明治12年（1879年）に琉球藩の廃止により沖縄県が設置され、明治42年（1909年）6月には沖縄県会が初めて開設された。その後、さきの大戦による惨禍を初め、戦後27年間米国の施政権下に置かれるなど幾多の歴史の変遷を経てきた。

県民を代表する我が議会は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、県民とともに苦難の歴史を乗り越え、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう恒久平和の実現を目指し、現在に至っている。

中でも、昭和27年（1952年）4月、琉球政府の設立とあわせて発足した立法院は、米国軍政下の布告、布令等という厳しい制約にありながら、唯一住民を代表する機関としての役割を果たし、復帰までの20年間その権能を発揮して住民福祉向上のための立法、住民の権利獲得のための決議等を精力的に行ったことを、我々議会人は忘れてはならない。

復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一歩を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊達^{かつ}な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。

ところで、時代は地方分権改革のさなかにあつて、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、ともに県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨^{さたく}の関

係にある二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大している。

このような中、議会の基本理念、議員の責務、県民視点からの議会改革の推進等を明らかにするとともに、知事等執行機関との関係を新たに構築し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力することが求められている。

ここに、我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、沖縄県議会（以下「議会」という。）の基本理念、沖縄県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則、議会運営の原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動（議会の権能を遂行する活動をいう。以下同じ。）に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

第2章 議員

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。
- (4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

（政治倫理）

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

（政務活動費）

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けらるものとする。

- 2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。

第3章 議会運営

（議会運営の原則）

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

- 2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

（質問等の充実）

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。

(2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会

活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(政策立案、政策提言等)

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関係する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠

実に対応するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

(議会改革の推進)

第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。）に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

第7章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。